事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応について

大分県では感染者の急増を受けて、当分の間、保健所による積極的疫学調査を学校や社会福祉施設、医療機関などクラスターの発生リスクが高い事業所に対して重点的に行うこととしています。このため、それ以外の一般の事業所については、下記要領により、事業所主体での対応をお願いします。

令和４年１月２８日
１月３１日一部更新
２月１日一部更新

事業所における対応

１．事業所内の濃厚接触者を特定し、７日間（８日目に解除）の自宅待機※1を要請

【濃厚接触者】

感染者と保健所が指定する期間に以下のような接触があった方

＊保健所が感染者に対し、どの期間に接触した方が濃厚接触者となるかお知らせします。

- 発症の２日程度前から感染力があると言われています。
- 手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なし※2で感染者と 15 分以上の接触があった。
  例：一緒に食事、休憩室でお茶、喫煙室で会話
- 寮などで、感染者と同室で生活をしている。
- 換気の悪い場所で感染者と長時間の接触（１時間以上の車同乗など）があった。

※１　社会機能の維持のために、事業の継続が求められる事業者※3において、どうしても、出勤が必要な従業員については、４日目及び５日目に迅速診断キットで連続して陰性を確認すれば、５日目から出勤可能です。
自宅待機中は、食料品の購入など必要最小限の外出とし、外出の際には、公共交通機関は利用せず、不織布マスクを着用し、他人と会話せず、短時間で済ませるよう、指導をお願いします。

※２　単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切でなかったかについても確認してください。

※３　詳細については、下記アドレスの「濃厚接触者取扱い」を参照してください。
https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/kennkaranoonegai.html

【濃厚接触者ではないが、注意深い健康観察が必要な方】（自宅待機は不要です）

- 感染者からの物理的な距離が近い方（部屋が同一、座席が近いなど）

・ 物理的な距離が離れていても、接触頻度が高い方
・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている方
・ 換気が不十分、３つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分な環境で感染者と接触した方

２．従業員が体調不良を訴えた場合の早期受診の徹底

濃厚接触者や注意深い健康観察が必要な方等が発熱やのどの痛み、倦怠感等を訴えた場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診するよう徹底をお願いします。その際、予め医療機関に電話で連絡をして受診をするように指導してください。

受診すべき診療検査医療機関がわからない場合、受診相談センター（097-506-2755）に相談してください。

３．事業所の消毒

１）消毒を行う箇所

① 感染者の執務室

パソコン、タブレット、電話、ＦＡＸ、コピー機などの電子機器
感染者の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など
感染者が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブやスイッチ、階段の手すり、トイレの便座など感染者が接触したと考えられる箇所

２）使用する消毒液及び使用方法

・消毒用アルコール（50%以上）⇒ペーパータオル等に十分に含ませて拭き、自然乾燥
・次亜塩素酸ナトリウム（0.15%以上）*⇒ペーパータオル等に十分に含ませて拭いたあと、水拭き*

＊（参考）次亜塩素酸ナトリウム（0.15%以上）の作成方法：ハイター®の場合、商品キャップ 6 杯を 2L のペットボトルを水に一杯にして希釈

＊次亜塩素酸ナトリウムの場合、そのまま放置すると変色、さびの原因になります

３）消毒時の留意点

・消毒を行う際には、窓を開けて、十分に換気をしながら行う。
・消毒をする者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用

４）消毒後の手指の衛生

・消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

４．就業制限の解除について

・就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えありません。

・就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません。

＊保健所では陰性を証明するための検査や証明書の発行は行っておりません。

・濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はありません。

（参照：国事務連絡）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１８条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて　令和４年１月３１日一部改正」